

6. 環境省通達「温泉法施行規則の一部改正について」

A circulation notice of the Minister of the Environment
「A partial amendment of the executive regulations of
the thermal spring law」

環自整発第 050228001 号
平成 17 年 2 月 28 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

環境省自然環境局長

温泉法施行規則の一部改正について

昨年半ばより、表示なく入浴剤を添加する事例、水道水や井戸水等を沸かしたものを温泉であるかのように誤認させる事例、温泉であるにもかかわらず温泉法の許可を受けずに利用している事例などが発生した。

このような状況を踏まえ、温泉の利用の適正を図る観点から、温泉法（以下「法」という。）に基づく既存の掲示項目に加え、温泉成分に影響を与える項目を追加して掲示することを義務付けることにより、温泉事業者による温泉利用者への情報提供を充実させるため、温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年環境省令第 2 号、以下「改正省令」という。）が平成 17 年 2 月 24 日に公布され、附則第 2 項の規定は公布の日から、それ以外規定は同年 5 月 24 日から施行されることとなった。

これらの内容等は以下のとおりであるので、了知の上、その適切な施行に努められたい。あわせて、貴管内の関係団体及び温泉事業者等に対する周知、指導方を願います。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知する。

「温泉法第 14 条の運用について」（昭和 57 年 5 月 25 日付け環自施第 227 号環境庁自然保護局長通知）のうち、「第 3 掲示」は、これを廃止する。また、「温泉分析書について」（昭和 53 年 5 月 15 日付け環自施第 214 号環境庁自然保護局長通知）のうち、「指定分析機関」を「登録分析機関」に改めるものとする。

記

第一 掲示項目の追加について

1. 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合の掲示項目（改正省令第 6 条第 7 号関係）

温泉に水を加えることは、源泉温度が高い場合や湯量の不足を補う際などに行われることが多いが、温泉に水を加えることにより、温泉の成分に変化をもたらすことから、掲示項目に追加すること。

温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由を掲示すること。なお、水には、

湯、氷、雪も含まれること。

2. 温泉を加温して公共の浴用に供する場合の揭示項目（改正省令第6条第8号関係）

源泉のゆう出温度が低い場合などは、温泉水を加温（保温を含む。）して入浴に適した温度にして利用する場合がある。一方、温泉水を加温して利用することは、温泉の成分のうち特に揮発性成分に変化をもたらすほか、鉄分やカルシウム分を沈殿させる可能性もあることなどから揭示項目に追加すること。

温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由を揭示すること。

3. 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合の揭示項目（改正省令第6条第9号関係）

温泉に循環装置又は循環ろ過装置（以下「循環装置等」という。）を使用することは、温泉資源を保護する観点から有効である。また、適切な維持管理の下に循環ろ過装置を使用することは、衛生管理上も有効である。一方、循環装置等を使用して温泉水を循環させることは、温泉の成分のうち特に揮発性成分の失われる度合いが大きいこと、ろ過により、例えば鉄分などが装置に付着して温泉の成分に変化を与える可能性があることなどから、揭示項目に追加すること。

温泉を循環させ、公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由を揭示すること。

4. 温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合の揭示項目（改正省令第6条第10号関係）

温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を添加して利用する場合や、衛生管理を目的とした塩素系薬剤等の消毒剤の添加やオゾン殺菌などの消毒処理を実施する場合は、温泉成分に変化をもたらす可能性があることから揭示項目に追加すること。

その際、その物質の名称又は処理方法及びその理由を揭示すること。

対象とする物質の状態は、固体、液体又は気体の別を問わず、揭示対象に含めること。

牛乳、酒、食塩など全部又はその大半が溶解し、利用者が何を添加されているのか一見して認識できないものは、揭示対象に含めること。また、湯の花のように、自然に発生しているか、人為的に添加しているか分からないものについては、人為的に加える場合は温泉に溶解し成分に変化をもたらすことがあり、また利用者に誤解を与えるおそれがあることから、人為的に加える場合については、揭示対象に含めること。温泉と同等の成分を含む人為的に製造された液体を添加して利用する場合も対象に含めること。なお、しょうぶ（葉）やゆず（果実）など、利用者が一見して何が人為的に添加されているか認識できるものについては、揭示の対象とする必要はないこと。

第二 経過措置について

1. 追加項目については、違反があった場合には、法第37条の罰則が適用されるものであり、また、現在の揭示内容を修正する必要があることから、温泉事業者等に対して改正内容の周知を図るため、公布の日から起算して3月を経過した日（5月24日）から施行することとしたこと。ただし、改正省令附則第2項の規定は、公布の日から施行すること。（改正省令附則第1項関係）

2. 改正省令の公布の際、現に法第 14 条第 1 項の規定に基づく掲示をしている者又は同項の規定に基づく掲示をしようとする者は、改正省令の施行前においても、改正省令第 6 条各号に掲げる事項を法第 14 条第 3 項の規定に基づき、都道府県知事(地域保健法第 5 条第 1 項の政令で定める市又は特別区にあっては、市長又は区長)に届け出ることができること。(改正省令附則第 2 項関係)
3. 改正省令施行前に改正省令附則第 2 項の規定によりされた届出は、改正省令施行の日において法第 14 条第 3 項の規定によりされた届出とみなすこと。(改正省令附則第 3 項関係)

第三 掲示の方法について

1. 掲示に係る考え方について

温泉事業者による掲示の在り方に関する基本的な考え方として、まず重要なのは、的確で正確な情報提供であること。情報提供は利用者が温泉を選ぶために行われるものであるが、一方で誤った先入観に基づく短絡的な選択とならないよう利用者の理解の増進が必要であること。

さらに、掲示内容を分かりやすく、また掲示の仕方について工夫する必要があること。的確で正確な情報提供を確保しながら、掲示の内容が一般の利用者にとってなるべく分かりやすく、かつ、煩わしくないように工夫していくことが重要であること。

情報提供において、国と国以外の多様な主体が多角的に取り組んでいくことが重要であり、掲示の義務付けに加えて、個々の温泉の特徴や周辺環境等に応じて地方公共団体、地域、温泉事業者等多様な主体が自主的に取り組んでいくことが望ましいこと。

加えて、温泉に関する利用者の理解を得る努力が重要であること。温泉に対する利用者が期待する事項は、温泉そのもの、周辺の自然環境、食事やサービス等多様であり、利用者はそれらを総合的に評価して、利用する温泉を選択している。その意味で今回の掲示項目の追加は利用者の温泉選択の際の一つの要素としての位置付けであり、これを含めた多様な主体による創意工夫をこらした情報提供が重要であること。

2. 掲示の具体的方法について

上記第一で示した 4 項目(以下「追加項目」という。)については、気温の変化や利用者の多寡等により変動する可能性がある項目であるので、温泉事業者にも、温泉利用者にも分かりやすいものにするよう努めること。また、年間を通じた状況が分かるような掲示の仕方を工夫すること。

改正省令第 6 条の規定による掲示事項は別表の例を参考にすること。なお、追加項目のうち、該当しない項目については、その項目の記載をしなくてもよいこと。

別表のうち、成分欄の「4. 温泉の成分」については、温泉分析書(「温泉分析書について」昭和 53 年 5 月 15 日付け環自施第 214 号通知別表の「温泉分析書」をいう。)の「5. 試料 1kg 中の成分、分量及び組成」の項目のうち、検出されたものはすべて掲示すること。また、温泉分析書(ただし、温泉分析書別表は除く。)をそのまま用いることも、一つの方法であると考えられること。

「温泉法第 14 条の運用について」(昭和 57 年 5 月 25 日付け環自施第 227 号環境庁自然保護局長通知)のうち、「第 3 掲示」は廃止したが、「温泉分析書は、温泉利用施設の管理者に保管せしめ、必要な場合は直ちに提示できるようにすること。」については、引き続き従来どおりとすること。

追加項目の記載の例示については、別途、担当課長から通知することにしたので参考にされたいこと。

3. 登録分析機関の行う温泉成分分析との関係について

今回の追加項目は、登録分析機関が行う温泉成分分析の対象には含まれないので、その旨を貴職から、貴管内の登録分析機関に周知されたいこと。

第四 制度運用に当たって留意すべき事項

1. 同一施設内に温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有する場合について

同一施設内に、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有している施設、とりわけそれらが同一浴室内に混在する施設にあっては、温泉利用の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるよう、また、同一施設内に異なる泉質の浴槽を有している施設にあっては、それぞれの泉質の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。

2. 浴槽ごとの温泉成分等の掲示について

温泉成分等の掲示において、同一源泉から引湯し、同一浴室内その他互いに隣接した施設において利用する場合等、各施設相互間に成分の差異が全く認められないときには、まとめて掲示することができること。ただし、例えば、掲示の場所と浴室の場所が離れているような場合は、必ずしも「見やすい」場所とは言い難い場合もあることから、利用者が容易に知り得るかどうかという点に即して温泉利用の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。

3. 温泉事業者による自主的な情報提供が望ましい事項について

- (1) 加水、加温、循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度を表示することは、温泉利用者への情報提供を進める観点から望ましい事項であるが、これらの程度については、気温の変化や利用者の多寡により変動する可能性があること、また、測定や検証が困難であることなどから、掲示項目に加えていないが、温泉事業者の自主的な情報提供として意義があると考えられること。
- (2) 上記のほか、温泉事業者が自主的な情報提供として意義があると考えられる事項としては、以下のようなものが考えられること。
 - ① 加水する場合、水道水、井戸水、沢水等の別
 - ② 源泉の状況（ゆう出量、揚湯方法、pH値など）、源泉から利用の場までの供給方法・供給量
 - ③ 温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度等

4. 温泉利用者に対する普及啓発について

温泉利用者が温泉に関して理解を深めることに役立つ、多様な主体による多角的な情報の提供、普及啓発を行う際には、以下のような点に配慮することが重要であること。

- (1) 温泉地を訪れる利用者の目的は、泉質、湯量などの温泉そのもの、周辺の自然環境、食事やサービス等多様である。これら多様な目的で訪れる利用者が理解しやすいような情報提供が重要であること。

また、温泉資源の保護に対する理解の向上や入浴マナーの向上を促すような普及啓発を推進していくことが重要であること。
- (2) 「循環ろ過方式」か「源泉かけ流し方式」かについても、利用者の正しい理解を得る必要があること。個々の温泉の入浴時の状況は、温泉の注水量、利用者数や浴槽の衛生管理状況などによって異なるものであり、どちらの方式が一義的に他より優れているという性格のものではないこと。

さらに、適切な維持管理に基づく循環ろ過装置の使用は、温泉資源の保護、衛生的な入浴状態確保の観点から重要な手段であることへの理解も重要であること。

別 表

〇〇温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意

成 分	禁忌症及び入浴又は飲用上の注意	成分に影響を与える項目
1. 源泉名 2. 泉質 3. 泉温 源泉 使用位置 4. 温泉の成分 5. 温泉の分析年月日 6. 登録分析機関の名称及び 登録番号	1. 浴用の禁忌症 2. 飲用の禁忌症 3. 浴用の方法及び注意 4. 飲用の方法及び注意 5. 禁忌症決定年月日	1. 加水している場合 2. 加温している場合 3. 循環利用している場合 4. 入浴剤等を添加している 場合 物質の名称及び理由 5. 消毒処理している場合 消毒方法及び理由

温泉法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（温泉の成分等の揭示）</p> <p>第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 源泉名 二 温泉の泉質 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 四 温泉の成分 五 温泉の成分の分析年月日 六 登録分析機関の名称及び登録番号 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 八 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（る過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 十 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 十一 浴用又は飲用の禁忌症 十二 浴用又は飲用の方法及び注意 	<p>（温泉の成分等の揭示）</p> <p>第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 源泉名 二 温泉の泉質 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 四 温泉の成分 五 温泉の成分の分析年月日 六 登録分析機関の名称及び登録番号 <p>七 浴用又は飲用の禁忌症</p> <p>八 浴用又は飲用の方法及び注意</p>